

第百四十二回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 六 号

平成十年四月三日(金曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 笹川 義君

理事 鴨下 一郎君 理事 橋 康太郎君

理事 八代 英太君 理事 与謝野 馨君

理事 北村 哲男君 理事 熊谷 弘君

理事 上田 勇君 理事 達増 拓也君

理事 太田 誠一君 理事 木村 義雄君

理事 下村 博文君 理事 谷川 和穂君

理事 谷畑 孝君 理事 中野 正志君

理事 渡辺 喜美君 理事 左藤 恵君

理事 佐々木秀典君 理事 福岡 宗也君

理事 古川 元久君 理事 安倍 基雄君

理事 木島日出夫君 理事 保坂 展人君

理事 園田 博之君 理事 笹山 登生君

出席國務大臣

法務大臣 下稲葉耕吉君

出席政府委員

法務大臣官房長 但木 敬一君

法務大臣官房司 山崎 潮君

法制調査部長

委員外の出席者

法務委員会専門 海老原良宗君

委員の異動

三月二十四日

横内 正明君 補欠選任

菅 義偉君

同月三十一日

菅 義偉君

補欠選任

菅 義偉君

補欠選任

菅 義偉君

補欠選任

菅 義偉君

補欠選任

菅 義偉君

補欠選任

菅 義偉君

補欠選任

菅 義偉君

同日 枝野 幸男君 古川 元久君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

同日 菅 義偉君

三月三十日

人権擁護施策の充実に関する陳情書(神戸市中

央区下山手通五の二〇の一兵庫県議内山本正

治)(第一三二一号)

国際人権規約の周知徹底等に関する陳情書(広

島市中区上八丁堀二の六六倉田治)(第一三二

号)

泉井疑惑の徹底究明に関する陳情書(札幌市中

央区北一条西二札幌市議内柴田薫心)(第一三

三号)

大蔵官僚等への銀行・証券会社の贈賄事件の

徹底捜査に関する陳情書(東京都渋谷区代々木

二の二の一紀平悌子)(第一三四号)

裁判における陪審制度導入に関する陳情書(埼

玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷九四四の五七蓮山敏次

(第一三五号)

組織的犯罪対策法反対に関する陳情書(東京都

新宿区西早稲田二の三の一八大津健一)(第一八

〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

参考人出頭要求に関する件

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第

五二二号)

司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出

第五三三号)

〇笹川委員長 これより会議を開きます。

まず、理事の補欠選任の件についてお諮りいた

します。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっ

ております。その補欠選任につきましては、先例

により、委員長において指名するに御異議ござい

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇笹川委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に達増拓也君を指名いたしま

す。

〇笹川委員長 次に、内閣提出、裁判所法の一部

を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正す

る法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法

裁判所法の一部を改正する法律案

司法試験法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇下稲葉國務大臣 裁判所法の一部を改正する法

律案及び司法試験法の一部を改正する法律案につ

いて、その趣旨を適宜一括して御説明いたしま

す。

初めに、裁判所法の一部を改正する法律案につ

いて御説明いたします。

この法律案は、司法の機能を充実に、社会の法

的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を年間

一千人程度まで増加することに伴い、時代の要請

に適應した法曹養成制度を構築する観点から、裁

判所法の一部を改正しようとするものでありまし

て、以下その要点を申し上げます。

第一点は、現行法上少なくとも二年とされてい

る司法修習生の修習期間を少なくとも一年六月と

しようとするものであります。

第二点は、司法修習生が国庫から給与を受ける

期間に関し、修習のため通常必要な期間として最

少一年六月とするものであります。

以上、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法

務大臣。

〇笹川委員長 次に、内閣提出、裁判所法の一部

を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正す

る法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法

務大臣。

〇笹川委員長 次に、内閣提出、裁判所法の一部

を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正す

る法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法

務大臣。

〇笹川委員長 次に、内閣提出、裁判所法の一部

を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正す

る法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法

務大臣。

〇笹川委員長 次に、内閣提出、裁判所法の一部

を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正す

る法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法

高裁判所が定める期間を超える部分を除外しようとするものであります。

次に、司法試験法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

この法律案は、民事訴訟法及び刑事訴訟法についての知識が法曹となるのに必要不可欠なものである等の観点から、司法試験第二次試験の試験科目の適正化を図るため、司法試験法の一部を改正しようとするものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、論文式による試験及び口述試験の試験科目について、民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とするともに、法律選択科目を廃止しようとするものであります。

第二点は、口述試験の試験科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目としようとするものであります。

以上が、両法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○笹川委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十六分散会

平成十年四月十五日印刷

裁判所法の一部を改正する法律案
裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「少くとも二年間」を「少なくとも一年六月間」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

附則

(施行期日)
1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例による。

理由

時代の要請に適應した法曹養成制度を構築する観点から、司法修習生の修習期間を少なくとも一年六月とするともに、司法修習生が国庫から給与を受ける期間に関し、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

司法試験法の一部を改正する法律案

司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号及び第六号を次のように改める。

五 民事訴訟法

六 刑事訴訟法

第六条第三項中「その者が論文式による試験において受験した六科目」を「次の五科目」に改め、

平成十年四月十六日発行

同項に次の各号を加える。

一 憲法

二 民法

三 刑法

四 民事訴訟法

五 刑事訴訟法

附則

この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

理由

司法試験第二次試験の試験科目の適正化を図るため、論文式による試験及び口述試験の試験科目について、民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とするともに、法律選択科目を廃止し、並びに口述試験の試験科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局